

# 浴 場 業 許 可 申 請 の 手 引 き

## 目 次

1 浴場業許可取得までの手続き

2 公衆浴場の種別

3 衛生措置基準

4 風紀措置基準

5 営業開始後の必要な届出

い わ き 市 保 健 所

(担 当 生活衛生課環境衛生係 TEL 0246-27-8591)

# 浴場業を始めたい方へ

## 1 浴場業許可取得までの手続き

### 事前相談

- 施設設計の大枠が決まった段階で設計図面を持参して相談してください。
- 消防署の指導も同様に受けてください。



### 建築確認申請

- 事前相談による指摘改善事項を訂正のうえ、建築基準法に基づき、建築主事に建築確認申請をしてください。



### 建築確認

- 建築確認申請後、建築主事が保健所・消防署の意見を聞いて、適正であれば確認されます。



### 建築工事開始

- 有効容量5トンを超える受水槽を設置する場合は、準・簡易専用水道の工事着手届を提出してください。
- 建築工事中に建築確認内容を設計変更する場合は、建築主事へ設計変更の手続きをしてください。  
なお、保健所・消防署にも相談してください。



### 建築工事開始

- 建築確認による完成検査、消防署の適合検査を受けてください。  
(消防法令適合通知書は、申請をしないと交付されません。)
- 保健所で浴場業の許可申請用紙を受け取り、申請の手続きの説明を受けてください。



### 申請書類提出

- 申請書は、営業開始予定日の最低1週間前に提出してください。

#### ○持参するもの

1 公衆浴場営業許可申請書	1部
2 法人経営の場合は、登記事項証明書及び定款又は寄付行為の写し	各1部
3 施設の平面図・配置図・立面図・見取図	各1部
4 検査確認済証の写し	1部
5 消防法令適合通知書	1部
6 印鑑（法人の場合は、代表取締役印）	
7 許可申請手数料	22,000円

・他の法令の申請及び届出をしてください。	
食品営業許可申請書	(食品衛生法)
温泉利用許可申請書	(温泉法)
特定建築物使用開始届	(ビル管理法)
遊泳用プール設置届・水道各種届・その他	
浄化槽使用開始報告書	(浄化槽法)
風俗営業等申請書等	保健所 生活排水対策室経営企画課 (22-7519) (風営法) 所轄の警察署



## 施 設 檢 査

- ・検査の際は、営業者が立ち会ってください。  
なお、構造設備基準に適合しない場合は、許可になりません。  
(不適事項は改善し、再検査を受けてください。)



## 許 可 証 の 交 付

- ・構造設備基準適合確認後、許可証を交付します。



## 営 業 開 始

### 2 公衆浴場の種別

公衆浴場の種別には、「普通公衆浴場」と「その他の公衆浴場」の2つがあり、それぞれの定義や基本的な考え方は、次のとおりです。

営業の種別	定義
普通公衆浴場	地域住民が日常生活において保健衛生上必要な公衆浴場
その他の公衆浴場	普通公衆浴場以外の公衆浴場

### ※ 配置の基準（普通公衆浴場）

新規の普通公衆浴場は、次の場合を除き、既設の普通公衆浴場から直線距離で350m以上離れていないければ設置できない。

- 1 温泉を利用して公衆浴場を経営するとき。
- 2 既設の公衆浴場が滅失し、損壊し、又は老朽化したため営業者が営業を休止した場合において、営業を休止した日から6箇月以内に同一の場所で公衆浴場を経営するとき。
- 3 既設の公衆浴場を借り受けて同一の場所で公衆浴場を経営するとき。
- 4 市長が土地の状況、人口密度その他の事情により当該場所において公衆浴場を経営することが適當であると認めるとき。

### 3 衛生措置基準（いわき市公衆浴場法施行条例）

換 気	<ul style="list-style-type: none"> <li>浴室には、湯気抜きに必要な窓その他の開口部又はこれに代わる設備を設けること。</li> </ul>
照 明	<ul style="list-style-type: none"> <li>浴室及び脱衣所 : 床面において 50 ルクス以上の照度を有すること。</li> <li>便 所 : 床面において 30 ルクス以上の照度を有すること。</li> </ul>
営業施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>公衆浴場及びその周辺は、常に清潔にしておくこと。</li> <li>ねずみ、昆虫等の発生の防止及び駆除に努めること。</li> </ul>
浴 室	<ul style="list-style-type: none"> <li>主たる浴槽の底面積は、1. 6 m<sup>2</sup>以上とすること。</li> <li>浴槽の縁の高さは、洗い場の床面から 0. 15 m 以上（温泉の場合は 0. 05 m 以上）とすること。</li> <li>浴槽水の水質基準 <ul style="list-style-type: none"> <li>○濁 度 : 5 度 以下</li> <li>○過マンガン酸カリウム消費量 : 25 mg/l 以下</li> <li>○大腸菌群数 : 1 個/ml 以下</li> </ul> </li> <li>浴槽水を循環式ろ過装置でろ過し、かつ、消毒設備で消毒する場合を除き、浴槽水は毎日入れ替えること。</li> <li>循環水の誤飲防止措置を講ずること。</li> <li>浴槽には、必要に応じ踏み台を設けること。</li> <li>洗い場の面積は、6. 6 m<sup>2</sup>以上とすること。</li> <li>洗い場の床及び床面から 0. 9 m までの側壁は、耐水材料を用いた構造とすること。</li> <li>洗い場には、清潔な湯や水を供給できる湯栓、水栓、シャワー等の設備を設けること。</li> <li>洗い場には、清潔な洗いおけ及び腰掛を備えること。</li> </ul>
脱 衣 場	<ul style="list-style-type: none"> <li>脱衣場の面積は、6. 6 m<sup>2</sup>以上とすること。</li> <li>脱衣場の床は、耐水材料を用いた構造とすること。</li> <li>脱衣かご、脱衣棚等は、常に清潔にしておくこと。</li> <li>脱衣場には、必要に応じ乳児用の寝台を備えること。</li> </ul>
便 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>入浴者専用の便所を設けること。</li> <li>汲取式便所にあっては、殺虫剤、防臭剤等の散布その他の方法により、常に防虫及び防臭に努めること。</li> <li>流水式の手洗い設備を設けること。</li> </ul>
その他の設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>入浴者の衣類、携帯品及びはきものを保管できる設備を設けること。</li> <li>入浴者に貸与するタオル、くし又はヘアブラシは未使用のもの又は消毒したものとし、かみそりは未使用のもののみとすること。</li> <li>浴槽水に医薬品、温泉の含有物質等を混入する場合にあっては、入浴者の見やすい場所にその成分、禁忌症及び入浴上の注意を掲示すること。</li> <li>幼児その他介添えを要すると認められる者については、その介添人がいないときは入浴させないこと。</li> </ul>

### 4 風紀措置基準（いわき市公衆浴場法施行条例）

- 浴室及び脱衣場は、男女別に区分し、互いに見透かすことができない構造とすること。
- 浴室及び脱衣場は、これらの外部から見透かすことができない構造とすること。
- 浴場業の業務に従事する者には、善良な風俗を害する行為及び服装をさせないこと。

## 5 営業開始後の必要な届出について

### (1) 営業者地位承継届

#### 譲渡の場合

浴場業を譲り受けた者が引き続き営業を行う場合は、譲渡後遅滞なく地位承継届を提出しなければなりません。

#### 相続の場合

営業者が死亡し、相続者が引き続き営業を行う場合は、被相続者の死亡後遅滞なく地位承継届を提出しなければなりません。

#### 法人の合併の場合

営業を営む法人が合併して、合併後存続する法人又は合併により設立された法人が、引き続き営業を行う場合は、合併後遅滞なく地位承継届を提出しなければなりません。

#### 法人の分割の場合

営業を営む法人が分割され、分割後の法人が、引き続き営業を行う場合は、分割後遅滞なく地位承継届を提出しなければなりません。

### (2) 変更届

公衆浴場営業許可申請書及び地位承継届の記載事項に変更があった場合は、10日以内に変更届を提出する必要があります。

(例 法人名称の変更、管理者の変更、構造設備の変更等)

構造設備を大幅に変更する場合は、保健所を含む関係機関へ事前に相談してください。

### (3) 停止又は廃止届

営業施設の休止又は廃止した場合は、10日以内に公衆浴場営業停止（廃止）届を提出しなければなりません。